

岡山市のし尿収集・運搬体制と合理化事業

○ 一般廃棄物の処理体系

<法律上の定義>

「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない内に収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第6条の2

※一般廃棄物である、し尿（浄化槽汚泥を含む）の適正処理は市町村の責務であり、自治事務となっています。

○ し尿の収集・運搬体制

・廃棄物処理法が定める3つの体制

区分	直営	委託	許可
実施主体	市町村	市町村	業者
収集・運搬方法	市町村	委託	許可
収集・運搬費用	市町村	委託料	手数料
収集料金（手数料）	市町村の歳入	市町村の歳入	業者の収入

・委託と許可の違い

どちらも、市町村による収集・運搬が困難な場合に限られる。（廃掃法第7条第3項第1号）

<委託方式> あくまで市町村が実施主体となる方式

- ① 収集・運搬の方法については委託契約の中で市町村が定める条件に従わなければならない。
- ② 市民から徴収する収集料金（手数料）はそのまま市町村の歳入にしなければならない。
- ③ 収集・運搬にかかる費用については、市町村が委託料として業者に支払う。

<許可方式>

市町村内の一般廃棄物を適正に処理するため必要な条件を付したり、許可業者数や収集車両台数を適正規模に設定して業者の主体的な企業活動に収集・運搬を委ねる方式

- ① 収集・運搬の方法については大枠的事項を許可条件として定めるにとどまる。
- ② 市民から徴収する手数料は業者の収入となる。
- ③ 収集・運搬にかかる費用はその手数料収入により賄い、市町村は収集費用を支払わない。

・許可方式を採用できる場合

市町村の収集・運搬体制が十分でない場合にこれを補完する形で、業者の経営努力により清掃事業が実施されてきたという歴史的な経緯を踏まえて許可方式がとられたり、事業活動に伴い大量の一般廃棄物が排出された場合等に許可方式がとられています。

○ 岡山市のし尿収集・運搬体制

(H19年度実績)

区分	直 営	委 託	許 可
収集割合	8.5%	5.3%	86.2%

※ 委託：旭川中部衛生施設組合（一部事務組合：岡山市、吉備中央町及び久米南町で構成）が、許可業者に委託。

岡山市のし尿収集・運搬体制は、昭和29年に清掃法（廃掃法（昭和45年制定）の前身）が制定されたのに伴い、事実上事業を実施していた業者に許可を与え、直営を補完させることになりました。

その後、昭和44年から50年、平成17年から19年にかけて周辺市町村の合併、業界の再編や業者の集約化により9業者となっています。

・効率的なし尿収集・運搬体制

岡山市のし尿収集・運搬体制は、許可業者体制を中心として成り立っていますが、これは、歴史的経緯によるものであると同時に、直営や委託を中心とする方式に比較して市のし尿収集・運搬コストが格段に低く（直営部分の負担のみ）、効率的な収集・運搬体制といえます。

○ 合理化事業

・合特法制定

下水道整備が全国的規模で進展し、これに伴いし尿処理業者は事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきました。しかし、運搬車等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではなく、また、これらの業者の自主的経営判断により自由に転廃業がなされると市町村のし尿処理体制に支障が生じることになります。

そこで、し尿業者の転廃業を円滑かつ計画的に進めて、業者の業務の安定を図るとともに、し尿の適正な処理を確保することを目的に、昭和50年5月に議員立法として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）が制定されました。

・合理化事業が必要な市町村

許可業者と委託業者による収集・運搬体制の市町村（合特法第2条）

直営で収集・運搬を実施している市町村の場合は、合理化事業は不要。

許可・委託を問わず民間業者によるし尿収集・運搬体制を採用している市町村においては、業者を支援することによりし尿収集・運搬体制を確保して、適正なし尿処理を実施することが望れます。

・岡山市の場合

昭和38年1月に公共下水道旭西処理区域が供用開始されて以来、市内中心部を受け持つ許可業者と直営は、著しい影響を受けてきました。

その際、業者の営業権を市が買い取って、残りは直営で収集・運搬することも想定され得ましたが、下水道普及率が低く直営で残り全てを収集するのは困難であったこと、許可業者方式は効率的で経済的なし尿収集・運搬体制であることなどを考慮して、許可業者方式を中心とするし尿収集体制を維持することとして、そのために合理化事業を実施してきました。

また、平成17年から19年の合併地区は、旧町の歴史的経緯もあり、各町と覚書・協定書を結んでいることを踏まえ、その趣旨を尊重し合理化事業を合併後も継続しています。

合特法が定める合理化事業と岡山市が実施してきた合理化事業

○ 合特法が定める合理化事業

一般廃棄物処理業等が下水道普及により受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業で、合理化事業計画を策定した上で実施（合特法第3条第1項、第5条）

しかし、合理化事業の内容が法律上明確ではなかったこと、したがって合理化事業計画の策定内容も確定しがたかったことなどから、全国の市町村でも合特法に基づく合理化事業計画の事例は非常に少なく、各市町村が試行錯誤しながら「合特法の趣旨に則った」合理化事業を実施してきたのが実情であり、岡山市も同様です。

このような状況を受けて、厚生省は平成6年3月29日付で合理化事業計画策定要領を示しました。

・代替業務の提供と転廃交付金の交付

平成6年3月29日付厚生省通知の中で、合理化事業の内容として例示

- ア 事業の転換のための援助（代替業務の業務委託）
- イ 転廃交付金等の交付（資金上の措置）
- ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん
- エ その他自治体独自の対策

し尿収集・運搬業務に代わる業務を委託し、あるいは金銭を交付して、業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小していくことを目指す事業が、合理化事業です。

・合理化事業計画の策定

平成6年3月29日付の厚生省通知の中で、合理化事業計画の参考例が示されており、計画に盛り込む内容として、

- ① 下水道整備の見通し
- ② し尿の要処理量の見通し
- ③ し尿の処理体制の水準
- ④ 合理化事業の内容

等が定められています。その策定手順を示すと次のようになります。

- 1 計画初年度のし尿収集量と、この収集に要する各社の収集車両台数を出発点として設定する。
- 2 各社の受け持ち区域内の下水道整備の見通しをたて、計画実施期間（たとえば向こう5年間）で各社の受け持ち区域内のし尿収集量がどの程度減少していくかを予測する。
- 3 その予測に照らして、各社ごとに、計画実施期間内に不要となる（減車しなければならない）収集車両台数を設定する。
- 4 その減車台数分相当の業務体制（車両や人員）を転廃業させるのに必要な合理化事業内容（代替業務あるいは金銭）を定める。

○ 旧岡山市が実施してきた合理化事業

<岡山市の合理化事業の主な沿革>

年 月	内 容
昭和 38年 1月	下水道・旭西処理区供用開始 市内中心部のし尿収集世帯が減少していく
昭和 50年 5月	合特法制定・施行
昭和 51年 6月	し尿処理許可業者へ下水管渠清掃業務委託 (合特法の趣旨に則った合理化事業の始まり)
昭和 54～平成 10年	岡山市環境整備協会に対し代替業務提供開始
昭和 55年 7月	最後の区域調整、9社50台体制
昭和 61年 9月	岡山市し尿処理業合理化対策会議設置
平成元年 3月	下水道・児島湖流域下水道関連処理区供用開始
平成 2年 3月	合意書 50台から減車補償目的の代替業務を提供 業務提供量の算定式の確定が課題で残る
平成 4年 3月	下水道・岡東処理区供用開始
平成 11年 4月	4台の暫定減車

平成 15 年 3 月	包括外部監査（合特法関係の指摘）
平成 15 年 7 月	岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置
平成 16 年 2,3 月	岡山市環境整備協会・業者と平成 16 年度以降及び過去の清算について合意、岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画（県知事承認）
平成 16 ~ 平成 21 年	合理化事業計画開始
平成 16 年 5,6 月	13 台減車、合理化事業の過去の清算終了

・「合特法の趣旨に則った」合理化事業

- ① 収集量の減少により影響を受けている 4 業者に対して、当初、業務補てんのための代替業務を提供。昭和 60 年の合特法改正で金銭措置が盛り込まれた以降、減車補償目的の代替業務と位置づけて提供。
- ② 区域調整の清算（区域を分譲することになった業者に対する手当支給など）の原資に当てるため、岡山市環境整備協会に対して業務提供を実施。（昭和 54 ~ 平成 10 年度：昭和 55 年 7 月の区域調整を最後に、各社の足並みがそろわざ区域調整が実施されず、4 業者に振り替えて提供することとなる。）

この間、前記の合理化事業計画策定手順に沿った策定作業を進める上で、必要なデータ等基礎的諸条件が十分に整わず、合理化事業計画を策定できないまま、岡山市環境整備協会を交渉窓口として、適宜、協定や覚書を交わしながら双方合意の上、代替業務を委託してきました。

※岡山市環境整備協会：市内 9 つのし尿収集・運搬業者全てが加入する事業協同組合であり、構成組合員の相互扶助を目的として事業の共同受注等を行う団体。

・金銭の交付ではなく代替業務の提供

<平成 2 年 3 月 17 日の合意書>

金銭の交付（1 台減車ごと〇千万円）の方法も協議されたが、協会の強い要望や市の財政事情に鑑みて、従前通り「代替業務の提供」で対応することとする旨の合意書が締結され、その後の協定書でもこの方針は確認されてきている。

・金銭交付方式と代替業務の提供方式

① 金銭交付方式

収集車両 1 台分の業務の転廃業を図るため、1 台あたり〇千万円交付。

② 代替業務の提供方式

1 台分の業務の転廃業を図るため、1 台あたりどの程度の業務を委託すればよいのかを確定する。

<利益率を使った考え方>

- ア 1台分の業務転換を図るのに必要な金額（〇千万円）を確定
- イ その金額相当の利益を得られるだけの金額（〇億円）の業務を委託
- ウ 1台〇千万円の現金を交付したのと同様であるとみなし、1台分の業務転換が図られるものとする。

<平成2年3月17日付の合意書>

代替業務を「当分の間（代替業務提供の目的を果たすまでの間）提供する。業務の提供は、許可車両台数50台を対象に算定し、一定の業務量（利益相当額）を提供する。残余は金銭補償とする。」旨の合意がなされたものの、期間の定めがなく、また「一定の業務量（利益相当額）」の確定が行われないまま、先行的に業務提供を実施した。

・平成14年度包括外部監査の指摘

別添資料のとおり

・岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会の設置

- 設置（委嘱） 平成15年7月31日
- 委員構成 有識者7名：大学教授、弁護士、市民団体等の代表
- 審議回数 12回
- 審議テーマ 「来年度以降の合理化事業のあり方」
「これまでの合理化事業の清算（過去の清算）」
- 報告・提言

	報告・提言日	名 称
①	平成15年11月18日	岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について（報告）
②	平成16年1月27日	平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書
③	平成16年3月12日	岡山市的一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書

○ 審議経過及び主な内容

市と協会の意見聴取を実施し、

- ① 包括外部監査の指摘事項の論点整理（合理化事業の問題点明らか）
・協会に対する代替業務提供と清算、合理化事業の透明性確保など
- ② 来年度以降の合理化事業実施の基本方針、内容について審議
(合理化事業計画に反映)
・新たな市民負担を伴わない5年ごとの代替業務提供、1台当たり代替業務提供の妥当性（国交省基準適用）、代替業務提供後の評価など
- ③ 過去の清算及び今後の合理化事業について審議(過去の清算等に反映)
・過去の代替業務の位置づけ、清算起点、支援額の5年毎の見直しなど

・合理化事業計画の策定

専門委員会の提言、業界との協定書締結による合意及び岡山市し尿処理業合理化対策会議の協議を経て、合理化事業計画を策定し、岡山県知事の承認を受ける。(平成16年3月25日)

1 合理化事業計画の概要

(1) 目標及び計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間に、総許可台数を33台から28台に5台減車する。

(2) 対象

- ・し尿処理業者を対象とし、影響を受ける2業者を対象とする。
- －別添 各業者別し尿収集量の推移の予測と車両数の設定参考－
- ・浄化槽清掃業の合理化事業については、引き続き検討する。

(3) 実施方法

ア 1台当たりの代替業務支援（提供）額

廃車1台当たり5年間で4億6,000万円（税抜き）

イ 支援額算定根拠

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及びその運用方針を参考。－別添支援額算定参考－

ウ 減車の確保（違約金）

減車しない場合、1台当たり4,600万円の違約金

エ 支援策の実施

事業の転換のための援助として、次のような代替業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ転換先の業務として活用する。

- ・下水道汚泥等の運搬処分業務
- ・下水道処理施設等の清掃作業業務
- ・下水道処理施設の維持管理業務
- ・その他本市が民間事業者に委託することができる業務

計画期間内の代替業務提供の詳細等については、業界との協定書に基づくとともに、市内部の担当部局長等で組織する「岡山市し尿処理業合理化対策会議」で協議・決定し、毎年度提供する。

(4) 事業の評価

代替業務に対する財務諸表の提出と合理化事業の評価書公表

2 業界との協定書等

(1) 平成16年度以降の合理化事業の主な協定書

- 「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書」
- 「平成16年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書」

「平成16年度以降の合理化事業の実施に関する（新）個別協定書」

- (2) 平成15年度以前の合理化事業（過去の清算）にかかる協定書
「平成15年度までの合理化事業の清算及び浄化槽汚泥固液分離業務の位置づけに関する協定書」

3 過去の清算

(1) 清算対象車両

昭和55年5月27日付で締結された環境整備協会とし尿処理業者9社との間の覚書で確認されたし尿収集許可車両の内訳50台と、平成16年度許可更新時33台との差17台。

(2) 清算起点

① 昭和57年度以降

昭和55年7月に実施された区域調整の翌年、昭和56年度の年間し尿収集量をもとに収集車両1台当たりの標準的な年間収集量(2,327kl)が定められたことを踏まえる。

② 昭和51年度から昭和56年度までの代替業務

昭和38年1月に公共下水道旭西処理区の供用開始に伴う業務支援

(3) 清算

市と環境整備協会とで確定した83億7,388万9千円（税抜額80億9,509万円）をもって、清算対象車両17台全てを清算することで合意。

(4) 固液分離業務の扱い

① 平成15年度以前

浄化槽汚泥処理行政を補完する役割を果たしてきたもので、本来の意味の代替業務とは言い難いが、互恵共助の観点から代替業務とする。

② 平成16年度以降

浄化槽汚泥処理行政に貢献している点を評価して本来あるべき位置づけに戻し、代替業務ではないことを市と協会が確認するが、市の財政状況に鑑みて委託業務額の3割を代替業務に準じて算入。

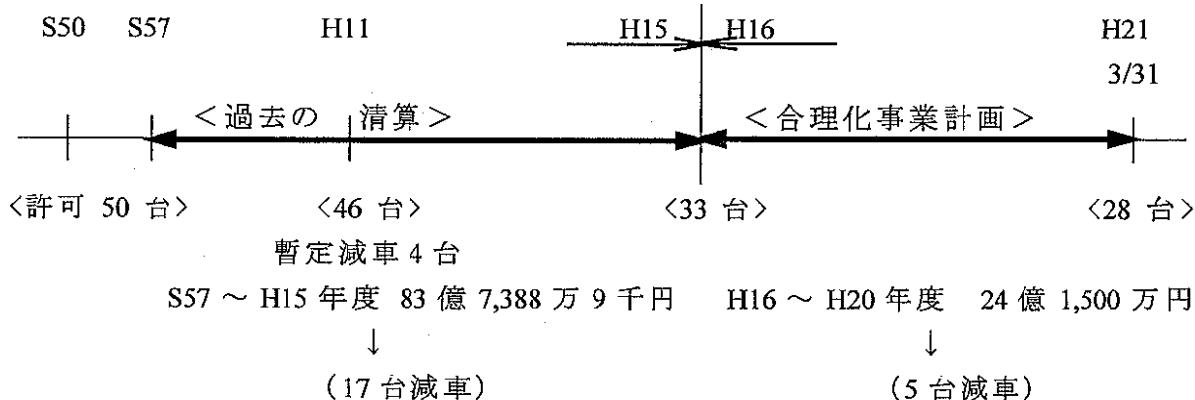
(5) 合理化事業清算の報告（平成16年5月から6月）

合理化事業の清算報告書の提出、清算未確定車両13台の廃車届提出、合理化事業清算金の支払い報告書の提出

4 し尿処理業者の集約化

包括外部監査の指摘及び専門委員会の提言を受けて、4業者のし尿収集部門が集約化され、し尿収集業務と代替業務等を行う1業者が設立された。

[説明図]



<参考>

<代替業務の状況>		㈱レコルテ	(㈲)吉美	計	単位：円
H16 年度 (決算額)		418,744,980	0	418,744,980	
H17 年度 (〃)		334,607,378	136,090,842	470,698,220	
H18 年度 (〃)		338,586,229	117,380,966	455,967,195	
H19 年度 (決算見込額)		323,894,954	116,588,062	440,483,016	
H20 年度 (決算見込額)		323,232,456	112,168,000	435,400,456	

<減車実績>

()は、減車予定。

	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	計 (台)
㈱レコルテ	0	1	0	2	(1)	3 / 4
(㈲)吉美	0	0	0	1	0	1 / 1

※ レコルテ (八戸営業所分) の1台については、H20年度に減車予定である。

○ 合併地区等の合理化事業

平成17年3月及び平成19年1月の合併により、旧町と業界が締結した協定書・覚書を市は引き継ぎ、合特法の趣旨に則った代替業務等の提供を実施しており、今後、合理化事業計画を策定する必要がある。

[合理化事業の内容]

	御津地区	灘崎地区	瀬戸地区	建部地区
事業計画	なし	なし	なし	なし
協定書・覚書	あり	あり	あり	あり
代替業務等	あり	あり	あり	あり
業者数	1社	2社	1社	2社
代替業務額 (円)				
19年度決算見込額	53,943,750	56,647,586	24,924,602	21,255,150

合理化事業計画の参考例

(平成6年3月29日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知衛環第120号から引用)

「〇〇〇市合理化事業計画」

1 目的

本市の下水道の普及により一般廃棄物処理業等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市の状況

市の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿くみ取り業は、昭和〇〇年から許可制となり、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市のし尿等の要処理量は〇〇〇キロリットルであり、別表1の〇〇業者に許可されている。

4 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市の下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市における一般廃棄物処理業務等は許可制であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおりの影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間とする。

※五年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策（援助策）を実施する。

※次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するよう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ① ごみ処理（再生を含む。）業務
- ② 下水道汚泥運搬処分業務
- ③ 下水道管路施設の維持管理業務
- ④ 下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤ 農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥ 道路清掃管理業務
- ⑦ その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日環衛第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金等を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9 添付書類

- (1) ○〇市一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等に対する許可証
- (3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し
- (4) 公共下水道が供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

(別表 1)

し尿等の処理許可業者名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表 2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成〇〇年度	〇〇年度	・・	〇〇年度
全 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し尿等の要処理人 口				
し尿等の要処理量				

(各年度〇〇月〇〇日現在、単位：人口千人、し尿等量・千キロリットル)

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	〇〇年度	・・	〇〇年度
年間し尿等の要処理量				
1台あたり年間処理量				
要処理車両台数				
要減車車両台数				
減車計画台数				
許可総車両台数				
1社あたり車両台数				

(単位：し尿等量はキロ、車両台数は台)

平成14年度包括外部監査の要点（合特法関係）とその後の対応

問題点の指摘①

『環境整備協会に対する代替業務の提供は必要ではなかったか』

将来、下水道整備によってし尿処理業者に著しい影響が生じる場合に備えて、岡山市は市内9つのし尿処理業者全てが加入する環境整備協会に対して代替業務を提供し（昭和54年から平成10年）、環境整備協会は利益を内部に留保（プール）している。しかし、これまでのところ留保利益の分配は行われていないことからすると、環境整備協会に対する代替業務の提供は必要ではなかったか、という疑問がある。

《改善意見》

『岡山市は、今後の代替業務の提供をするについては、環境整備協会がその利益をし尿処理業者にどのように分配するかを見定める必要があるのではないか』

<その後の対応>

「平成15年度までの合理化事業の清算及び浄化槽汚泥固液分離業務の位置づけに関する協定書」（平成16年3月30日市と協会締結）に基づき利益が清算され、市は配分の報告を受ける。

問題点の指摘②

『代替業務の提供が、し尿処理業者間で不平等になっていないか』

平成11年度から、環境整備協会に対して提供してきた代替業務を、個別のし尿処理業者に振り分けた。しかし、どのような影響があった場合に、どの程度の業務を提供するかについて、明確な基準がないことから、業務提供量が業者間で不公平になっている疑いがある。

《改善意見》

『合理化措置法に基づいて、今後の見通しや業務提供の基準を定めた合理化計画を作成し、その上で合理化事業を実施すべきである』

<その後の対応>

業界と合理化事業計画について合意し、県知事の承認を受け、平成16年度から計画を実施中。

問題点の指摘③

『岡山市は、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしえないのでないか』

指摘した問題点を何の反省もなく四半世紀もの間続けられてきた現実を考えると、岡山市が、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしうるとは思えない。

《改善意見》

『審議会を設置して、今後の代替業務提供について審議すべき』

<その後の対応>

「岡山市総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会」を平成15年7月に設置、審議いただき報告・提言を受ける。

各業者別し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年	許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間減車
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330	
計算台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2	
許可台数	5	5	5	4	4	4	4	3	3	
減車		0	0	1	0	0	0	1	0	1
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733	
計算台数		5	5	5(実稼働5)	5	4	4	4	3	
許可台数	9	9	9	5	5	4	4	4	3	
減車		0	0	4	0	1	0	0	1	2
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440	
計算台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2	
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
減車	1(減車3台)	0	0	3	0	0	0	0	0	0
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3	
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3	
減車	1(減車1台)	0	0	5	0	1	0	0	0	0
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933	
計算台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2	
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
減車		0	0	0	0	0	1	0	0	1
キヨクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986	
計算台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1	
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710	
計算台数		7	7	7(実稼働5)	7	6	6	6	6	
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036	
計算台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	
許可台数	46	46	46	33	33	31	30	29	28	
減車	H13減車4台	0	0	13	0	2	1	1	1	5

※【各業者名の欄の数字】: 年間し尿収集量の予測数値(平成14年度は実績数値)。(単位はキロリットル)

※【計算台数】: 1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル(区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値)と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。(端数は切り上げ)

※【許可台数】: 各業者の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

※【平成16年度以降の計算台数と許可台数が相違する業者の理由】

岡北産業: 収集区域の地域性及び収集実態を踏まえて許可台数を1台増とする。

西大寺清掃: 収集実態を踏まえて、平成16年度のみ計算台数7台のところ許可台数を6台とする。

妹尾産業: 中継車両(支援の対象としない)により処理場へ搬入する方法を取っており、実稼働は4台のため、計算台数5台のところ許可台数を4台とする。

各業者別し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	許可更新	H16.4.1 予測値 実績値		H16年 H16年		H17年 H17年		H18年 H18年		H19年 H19年		H20年 H20年		計画期間該車	
		予測値	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値		
レコルテ 岡北営業所		5,553	5,747	5,166	5,445	4,852	5,106	4,572	4,769	4,330					
計算台数	3 (実稼働5)	3	3	3	3	3	3	2	3	2					
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3					
減車	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0					
レコルテ 八晃営業所		9,961	10,459	9,291	10,022	8,300	9,397	7,479	8,725	6,733					H19.9.18減車済
計算台数	5 (実稼働5)	5	5	4	5	4	5	4	4	3					
許可台数	5	5	5	4	5	4	5	4	4	3					
減車	4	0	0	1	0	0	0	0	1	1				H19.7.13減車済	
レコルテ イオス営業所		3,103	3,241	2,935	2,992	2,788	2,925	2,623	2,804	2,440					
計算台数	2 (実稼働2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
許可台数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
減車	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
レコルテ 衛生営業所		7,011	6,796	6,503	6,243	6,008	5,925	5,514	5,450	5,072					
計算台数	4 (実稼働4)	4	3	3	3	3	3	3	3	3					
許可台数	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3					
減車	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0				H17.11.18減車済	
高松清掃		8,738	8,069	8,583	7,721	8,402	7,476	8,194	7,248	7,970					
計算台数	4 (実稼働4)	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
減車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
吉美		5,137	5,247	4,933	5,191	4,555	5,216	4,293	5,113	3,933					
計算台数	3 (実稼働3)	3	3	3	3	2	3	2	3	2					
許可台数	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2					
減車	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0				H20.3.3減車済	
キヨクトウ		2,074	1,532	2,054	1,387	2,032	1,360	2,010	1,303	1,986					
計算台数	1 (実稼働1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
減車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
西大寺清掃		14,264	14,526	13,849	13,717	13,485	13,436	13,105	12,873	12,710					
計算台数	7 (実稼働6)	7	7	6	6	6	6	6	6	6					
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
減車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
妹尾産業		11,387	11,008	10,991	10,427	10,682	9,581	10,355	10,313	10,036					
計算台数	5 (実稼働4)	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
減車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
業者計		67,229	66,625	64,305	63,145	61,104	60,421	58,143	58,598	55,211					
許可台数	33	33	33	31	32	30	32	29	29	28					
減車	13	0	0	2	1	1	0	1	3	1				5	

※【各業者名の欄の数字】：年間し尿収集量の予測又は実績数値（単位はキロリットル、合併地区を除く）

※【計算台数】：1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル（区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値）と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。（端数は切り上げ）

※【許可台数】：各業者の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可両数が合理化事業の対象となる。

※【平成16年度以降の計算台数と許可台数が相違する業者の理由】

岡北営業所：収集区域の地域性及び収集実態を踏まえて許可台数を1台増とする。

西大寺清掃：収集実態を踏まえて、平成16年度のみ計算台数7台のところ許可台数を6台とする。

妹尾産業：中継車両（支援の対象としない）により処理場へ搬入する方法を取っており、実稼働は4台のため、計算台数5台のところ許可台数を4台とする。

1台当たりの減車支援額の算定

1台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業補償の廃止）に基づき、補償項目等は次に示す通りとする。

<補償項目等>

補 償 項 目	基 本 的 な 積 算 方 法
1 営業権に相当する補償	営業権の正常な取引価格 = 年間超過収益額 + 年利率 年間超過収益額 = 過去3年間の平均収益額 - (年間企業者報酬額 + 自己資本利子見積額)
2 器具・備品等の売却損に相当する補償	売却損補償額 = 現在価格 - 売却価格 一般的に補償額は、現在価格の50%を標準とする
3 従業員の解雇予告手当に相当する補償	解雇予告手当 = 従業員の平均賃金 × 30日以上
4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	従前の収益相当額 = 従来の営業収益 × 2年以内 従来の営業収益 = 売上高 - 必要経費
5 離職者補償	補償額 = 賃金日額 × 補償日数 - 失業保険金相当額

1 営業権に相当する補償

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。

し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

①

②

③

〔計算式〕 1台当たりの標準年間売上高 × 利益率 ÷ 年利率

$$26,286,810 \text{ 円} \times 10.0\% \div 8\% = 32,858,512 \text{ 円}$$
$$\rightarrow 32,858,000 \text{ 円}$$

① 平成12～14年度の9業者全体の各年度売上高（生活保護減免等を含む）を各年度の必要（計算）台数で割り、3年間の平均額で算定する。

$\{(998,168,920 \div 38) + (962,437,528 \div 36) + (905,045,830 \div 35)\} \div 3 = 26,286,810$ 円／1台

- ② 現行のし尿処理手数料の改訂時(H9.4.1)における原価計算に用いた利益率
- ③ 補償基準第47条第1項第1号、運用方針第32-2の規定による過去の営業補償の事例により8%を準用

2 器具・備品等の売却損に相当する補償

減車する車両の補償額を算定する。

①

②

〔計算式〕 債却資産の評価額（車両取得価格） × 残存率

$$6,264,950 \text{ 円} \times 5\% = 313,247 \text{ 円} \rightarrow 313,000 \text{ 円}$$

- ① 車両取得額は、業者によって不明なものがあるためバキューム車2.7kl車1台の平均購入価格(ホース等架装一式を含み、登録諸費用・消費税額は含まない。)とする。
- ② 法人税法施行令第61条第1項の規定により、耐用年数(4年)超過後も引き続き事業の用に供している場合の償却限度額の95%を適用し、残存割合を5%とする。

3 従業員の解雇手当に相当する補償

従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額を算定する。

従業員を解雇する場合、使用者はあらかじめ解雇の30日以上前に予告せねばならず、30日前に予告しない場合は、30日以上の平均賃金を支払わねばならない。

①

②

〔計算式〕 職種別平均賃金日額 × 30日

$$\text{運転手 } 16,700 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 501,000 \text{ 円}$$

$$\text{作業員 } 13,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 414,000 \text{ 円}$$

$$\text{予備員 } 3,050 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 91,500 \text{ 円}$$

$$\text{計 } 1,006,500 \text{ 円} \rightarrow 1,006,000 \text{ 円}$$

- ① 平成15年度公共工事設計労務単価(中国地区)から算定

運転手：特殊運転手、作業員：普通作業員、予備員：2者の平均×0.2人で算定

- ② 補償基準第47条第1項第3号、運用方針第32-4及び労働基準法第20条「解雇の予告」の規定により30日とする。

4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が、車両 1 台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

①

②

③

$$\begin{array}{l} \text{〔計算式〕 } 1 \text{ 台当たりの標準年間売上高} \times \text{ 利益率} \times \text{ 転業に通常必要とする期間} \\ 26,286,810 \text{ 円} \quad \times \quad 10 \% \quad \times \quad 2 \text{ 年} = 5,257,362 \text{ 円} \\ \qquad \qquad \qquad \rightarrow 5,257,000 \text{ 円} \end{array}$$

① 1 ①のとおり

② 1 ②のとおり

③ 補償基準第 47 条第 1 項第 4 号、運用方針第 32-6 の規定により 2 年とする。

5 離職者補償

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

①

②

③

④

$$\text{〔計算式〕 } (\text{職種別平均賃金日額} \times 100 \% \times 365 \text{ 日}) - (\text{雇用保険日額} \times 180 \text{ 日})$$

$$\text{運転手 } (16,700 \text{ 円} \times 365 \text{ 日}) - (8,350 \text{ 円} \times 180 \text{ 日}) = 4,592,500 \text{ 円}$$

$$\text{作業員 } (13,800 \text{ 円} \times 365 \text{ 日}) - (6,900 \text{ 円} \times 180 \text{ 日}) = 3,795,000 \text{ 円}$$

$$\text{予備員 } (3,050 \text{ 円} \times 365 \text{ 日}) - (1,525 \text{ 円} \times 180 \text{ 日}) = 838,750 \text{ 円}$$

$$\text{計 } 9,226,250 \text{ 円} \rightarrow 9,226,000 \text{ 円}$$

① 運用方針第 54 の規定により職種別平均日額の 100 % とする。

② 補償基準第 68 条に規定する期間は 1 年で、365 日とする。

③ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額 × 50 % : 雇用保険法第 16 条）

④ 雇用保険法第 23 条の規定により 180 日とする。

< 1 台当たりの減車支援額 >

1 営業権に相当する補償	32,858,000 円
2 器具・備品等の売却損に相当する補償	313,000 円
3 従業員の解雇手当に相当する補償	1,006,000 円
4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償	5,257,000 円
5 離職者補償	9,226,000 円
	計 48,660,000 円
	→ 48,600,000 円
※岡山市及び協同組合岡山市環境整備協会合意額	46,000,000 円

「1台当たりの営業権の取引価格」を算定する考え方

～なぜ「1台当たりの年間利益260万円を年利率8%で割る」と「1台当たりの営業権の取引価格」が算定できるのかについて～

	1年目	2年目	3年目	4年目	n年目
現在取引価格	260万円	260万円	260万円	260万円
240万円	$\frac{240}{(1.08)}$				
+					
222万円		$\frac{222}{(1.08)^2}$			
+					
206万円			$\frac{206}{(1.08)^3}$		
+					
191万円				$\frac{191}{(1.08)^4}$	
+					
⋮					
⋮					
⋮					
⋮					
+					
260万円/(1.08) ⁿ					$\frac{260}{(1.08)^n}$
$\sum \frac{260}{(1.08)^n} = \frac{260}{0.08} = 3,250$ 万円					

「将来にわたって年間260万円の利益を上げ続けることができる」という営業上の地位ないし利益(営業権)を買い取るにはいくら必要か